

# 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この要綱は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事に係る建設工事共同企業体の基本的要件、競争入札参加資格審査に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、経常建設共同企業体とは、県内に本店を有する中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

2 この要綱において、中小建設業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす者をいう。

3 この要綱において、本店とは、建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。

4 この要綱において、特定建設工事共同企業体とは、技術的難度の高い工事或いは大規模な工事の施工に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するため、県の発注する工事毎に結成される共同企業体をいう。

## 第2章 経常建設共同企業体

### (施工方式)

第3条 経常建設共同企業体は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 異業種間の経常建設共同企業体は、これを認めない。

### (資格及び対象工事)

第4条 県工事の入札への参加を希望する経常建設共同企業体は、県に入札参加資格審査の申請を行い、希望する工事の種類に対応する業種（以下「希望業種」という。）の資格の認定を受けなくてはならない。

2 資格認定を受けた経常建設共同企業体は、単体企業に準じて県の工事の入札に参加できるものとする。

ただし、特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

3 構成員に特定建設業の許可を有する者がいる場合、当該経常建設共同企業体は特定建設業許可を有する単体企業に準じて取扱うものとする。この場合において、当該経常建設共同企業体が請負った工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、特定建設業の許可を有する構成員が、建設業法第26条第2項の規定に基づく監理技術者を配置しなければならない。

4 資格認定を受けた経常建設共同企業体の各構成員は、当該経常建設共同企業体の希望業種について、単体企業として県工事の入札には参加できないものとする。

ただし、当該経常建設共同企業体が解散により資格を失ったときは、この限りでない。

( 構成員の数 )

第 5 条 経常建設共同企業体の構成員の数は 2 又は 3 者とする。

( 組み合わせ )

第 6 条 経常建設共同企業体の構成員は、その結成時及び資格審査の申請を行う時点において、次の各号の要件をすべて満たした組み合わせでなければならない。

- ( 1 ) すべての構成員が、単体企業として希望業種の県建設工事入札参加資格の認定を受けており、その等級が同一等級に属していること。
- ( 2 ) すべての構成員が、同一建設事務所管内に本店を有していること。
- ( 3 ) 結成する経常建設共同企業体の等級が、当該建設共同企業体の構成員の等級より上位となること(認定する等級は構成員等級の直近上位に限定)、若しくは、最上級の等級にあつて三重県建設工事発注標準策定要領第 3 条に定める総合点数が土木工事 1 0 0 0 点、舗装工事 9 5 0 点に満たない者が結成する経常建設共同企業体は、その総合点数が各々 1 0 0 0 点、9 5 0 点以上となること。

( 構成員の資格 )

第 7 条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

- ( 1 ) 県内に本店を有する中小建設業者等であること。
- ( 2 ) 希望業種の建設業許可を受けてからの営業年数が 5 年以上あること。  
また、建設業法第 2 8 条に基づく指示又は営業停止処分を受けた者にあつては、当該処分を受けた日から 5 年以上経過していること。
- ( 3 ) 希望業種について元請けとしての施工実績を有すること。
- ( 4 ) 他の経常建設共同企業体(県の資格認定を受けた者に限る。)の構成員でないこと。
- ( 5 ) 工事を請け負った場合には工事現場に、三重県建設工事共通仕様書 1 - 1 - 6 で定める監理技術者又は主任技術者を各構成員ごとに配置できること。  
なお、当該工事が、建設業法第 2 6 条第 3 項に該当する場合、配置する技術者は工事現場ごとに専任でなければならない。

( 結成方法及び代表者 )

第 8 条 経常建設共同企業体は、自主結成とし、その代表者は構成員において決定された者とする。

( 構成員の出資比率 )

第 9 条 経常建設共同企業体のすべての構成員の出資比率は、均等割の 1 0 分の 6 以上でなければならない。

( 入札参加資格審査等 )

第 1 0 条 経常建設共同企業体として競争入札参加資格審査の申請を希望する者は、毎年 4 月 1 日から同月 1 5 日(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までの間に、

經常建設共同企業体の代表者の所在地を所管する地域機関の建設事務所に、次の書類を提出しなければならない。

- ( 1 ) 經常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第 1 )
  - ( 2 ) 經常建設共同企業体協定書(様式第 2 )(写し)
  - ( 3 ) 使用印鑑届(様式第 3 )
  - ( 4 ) 誓約書(様式第 9 )
  - ( 5 ) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写
- 2 前項の期間経過後、經常建設共同企業体として競争入札参加資格審査の申請を希望する者は、毎年 6 月 1 日以降であればいつでも(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)經常建設共同企業体の代表者の所在地を所管する地域機関の建設事務所に、前項に定める書類を提出することができる。
- 3 前項の申請事項に変更が生じた場合については遅滞なく変更届(様式第 1 - 2 )を提出するものとする。

(認定資格の有効期限)

第 1 1 条 前条の競争入札参加資格審査の有効期間は、毎年度 6 月 1 日から翌年度の 5 月 3 1 日までとする。

ただし、年度の途中に競争入札参加資格審査を申請した者の有効期間は、その受付を行った日から翌年度の 5 月 3 1 日までとする。

- 2 前項の有効期間中に經常建設共同企業体を解散したときは、速やかに解散届(様式第 8 )を提出するものとする。
- 3 前項により解散した者は、第 1 項の有効期間中において同構成員あるいは他の構成員と再度經常建設共同企業体を結成することができないものとする。  
ただし、前項の解散が構成員の廃業による場合については、この限りでない。

(資格の取り消し)

第 1 2 条 知事は前条の認定資格の有効期間中であっても、次の各号に該当する場合には、經常建設共同企業体に認定した資格の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

- ( 1 ) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に偽りがあるとき。
- ( 2 ) 經常建設共同企業体又はその一部の構成員が地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当したとき。
- ( 3 ) 經常建設共同企業体の一部の構成員が建設業法第 2 8 条の規定による営業停止の処分を受けたとき。

### 第 3 章 特定建設工事共同企業体取扱要綱

(施工方式等)

第 1 3 条 特定建設工事共同企業体は、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

- 2 異業種間の特定建設工事共同企業体は、これを認めない。
- 3 特定建設工事共同企業体と単体企業の混合入札は、これを認めない。

(構成員の数)

第14条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2又は3企業とする。

(構成員の資格)

第15条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 対象工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)(以下「業法」という。)の許可業種について、特定建設業の許可を有して、5年以上の施工実績のある者であること。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、かつ当該工事と同種の工事を施工した経験がある者であること。  
ただし、一般競争入札実施要綱に基づいて資格要件を定めた場合はこの限りでない。
- (3) 工事を請け負った場合には工事現場に、三重県建設工事共通仕様書1-1-6で定める監理技術者又は主任技術者を各構成員ごとに配置できること。  
なお、当該工事が、建設業法第26条第3項に該当する場合、配置する技術者は工事現場ごとに専任でなければならない。

(出資比率)

第16条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者)

第17条 特定建設工事共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。  
ただし、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。  
また、代表者の出資比率は、構成員中最大である者とする。

(対象工事)

第18条 対象とする工事の規模は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事の規模は、工事設計金額が3億円以上の工事とする。
- (2) 建築工事の規模は、工事設計金額が5億円以上の工事とする。
- (3) 建築工事に付随し、かつ、分割発注する管工事、電気工事については、工事設計金額が1億円以上の工事とする。  
なお、建築工事に付随しない管工事、電気工事についても同様とする。
- (4) 前号までの規定にかかわらず、工事の規模、内容等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事については、特定建設工事共同企業体に発注することができるものとする。  
また、共同企業体による施工になじまないと認められる工事については、対象外とすることができるものとする。

(工事の指定)

第19条 対象とする工事の指定は、当該工事を担当する発注機関の長が当該事業室(部)等の競争入札審査会の審査を経て行うものとする。

(特定建設工事共同企業体を構成する企業の資格要件、結成)

第20条 発注機関の長が、前条に基づく工事の指定を行おうとするときは、当該工事の特定建設工事共同企業体の構成員に適した企業の資格要件を内申し、競争入札審査会の審査を受けなければならない。

2 前項の競争入札審査会で構成員となる企業の資格要件が適当と認められたときは、発注機関の長は当該工事の概要、資格要件、その他工事の施工に必要な事項を掲示するものとする。

3 前項の規定により、資格要件があると認められた企業は、任意に特定建設工事共同企業体を結成するものとする。

この場合、1の企業は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(特定建設工事共同企業の競争入札参加資格審査申請)

第21条 前条第3項により結成された特定建設工事共同企業体は、発注機関の長の指定する日までに、次の書類を提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第5)

(2) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第6)(写し)

(3) 使用印鑑届(様式第3)

(4) 委任状(様式第7)(県外に本店を有する企業のみ)

2 前項の申請事項に変更が生じた場合については遅滞なく変更届(様式第5-2)を提出するものとする。

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格確認)

第22条 発注機関の長は、前条により申請のあった場合には、事務所等の競争入札審査会に諮り(内申書に様式第9の構成員一覧表添付)適当であるかを確認のうえ、当該特定建設工事共同企業体の代表者に入札参加確認通知を行うものとする。

2 事後審査型の入札にあつては、発注機関の長は、前条により申請のあった場合には、事務所等の競争入札審査会に事前条件の確認を諮り(内申書に様式第9の構成員一覧表添付)適当であるかを確認のうえ、当該特定建設工事共同企業体の代表者に事前条件確認通知を行うものとする。

附則 この要綱は、平成12年2月1日に公布し、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度については、第11条の有効期限は、平成12年4月1日から平成13年5月31日までとし、第10条の受付期間は、平成12年3月1日から平成12年3月15日までとする。

なお、平成11年度に入札参加者資格者名簿に登録された経常建設共同企業体の有効期限は、平成12年3月31日に失効する。

附則 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年10月16日から施行する。